

令和6年度 川崎市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数（許可）		川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	1,382床	663床	343床	376床
精神病床	38床	38床	—	—
感染症病床	12床	12床	—	—
結核病床	40床	—	40床	—
合 計	1,472床	713床	383床	376床
イ 年間患者数				
入 院	403,030人	177,180人	113,150人	112,700人
外 来	654,763人	309,850人	143,370人	201,543人
ウ 1日平均患者数				
入 院	1,104人	485人	310人	309人
外 来	2,614人	1,275人	590人	749人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	949,134千円
イ 施設改良工事	2,095,620千円
ウ 医療器械整備事業	2,008,145千円
エ 資産購入費	186,788千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	病院事業収益	39,423,825 千円
第1項	医業収益	33,234,922 千円
第2項	医業外収益	5,761,712 千円
第3項	特別利益	427,191 千円

支		出
第1款	病院事業費用	40,833,371 千円
第1項	医業費用	39,895,907 千円
第2項	医業外費用	752,024 千円
第3項	特別損失	175,440 千円
第4項	予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,521,235千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,706千円並びに過年度分損益勘定留保資金 2,496,529千円で補填するものとする。）。

収		入
第1款	病院事業資本的収入	7,247,908 千円
第1項	企業債	5,051,800 千円
第2項	固定資産売却代金	2 千円
第3項	補助金	3 千円
第4項	寄附金	2 千円
第5項	負担金	2,196,101 千円

## 支 出

第 1 款	病院事業資本的支出	9,769,143 千円
第 1 項	建設改良費	5,239,687 千円
第 2 項	企業債償還金	4,529,456 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和 6 年度 医療器械保守業務経費	令和 7 年度から 令和 15 年度まで	748,399 千円
病院局施設中長期保全等推進事業経費	令和 7 年度	25,000 千円
川崎病院 トレイサーバーキャビネット改修 その他工事	令和 7 年度	458,663 千円
川崎病院 昇降機長寿命化整備事業経費	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	1,232,934 千円
川崎病院 医療用スマートフォン通信サービス 提供業務経費	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	33,358 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 病院事業	千円 5,051,800	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗または財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 18,367,465 千円  
(2) 交際費 2,104 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,750,754千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1	取得する資産	器 械 備 品	
		血管撮影用X線撮影装置	2式
		手術用ロボット手術システム	2式
		全身用CT診断装置	1式

令和6年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦